

損害賠償及び和解に関する件

令和4年（2022年）2月15日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市手稲区

田原鉄筋工業株式会社

2 事故の概要

令和2年9月3日、札幌市手稲区曙2条4丁目において、相手方が所有する倉庫の屋根が、本市が管理する緑地の複数の樹木が接触したことにより損傷した。

3 損害賠償の額

3,520,000円

（理由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。